特別免許状等の活用に関する事例集

～多様な教員が活躍する学校をめざして～

文部科学省

特別免許状とは

特別免許状とは、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的として、大学等の教職課程を履修していないが、担当する教科に関連する専門的な知識技能や経験を有している人を教員として学校に迎え入れるための「教諭」の免許状です。（昭和63年に創設）

特別免許状は、小学校、中学校、高等学校の全ての教科と、特別支援学校の全ての自立教科及び自立活動について授与することができます。特別免許状の授与に当たっては、都道府県教育委員会が行う教育職員検定に合格する必要があります。

特別免許状と普通免許状（大学等の教職課程を履修して授与される免許状）との比較

免許状の種類	有効期間	有効範囲	授与の方法	特徴
普通免許状	10年（更新可能）	全国	大学等において教職課程を履修し、所要資格（学位等と必要単位数の修得）を得て、都道府県教育委員会に申請を行うことにより授与されます。	各学校種と職種の免許状があり、専修、一種、二種（高等学校は専修と一種のみ）の区分があります。 既に有している普通免許状の教員経験を元に、通常より少ない単位数により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることが可能です。※1
特別免許状	10年（更新可能）	授与を受けた都道府県	任命又は雇用をしようとする者（教育委員会や学校長等）の推薦に基づいて教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与されます。	幼稚園、養護教諭、栄養教諭、特別支援学校の特別支援教育領域の特別免許状はありません。 小学校であっても教科ごとに授与されます。（特別活動などの教科外活動を担任することも可能です。） 特別免許状の授与を受けた後に、3年以上の教員経験と必要な単位数を修得することにより、当該校種の普通免許状（専修又は一種）の授与を受けることが可能です。※2

※1 詳細は文部科学省ホームページをご参照ください。（http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm）
※2 特別支援学校の特別免許状を元にして特別支援学校の普通免許状の授与を受けることはできません。